

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律
根拠条項	第5条第1項
許認可等の種類	農協の市町村農業会に対する財産分割請求の認可
法令の定め	<p>農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律 (昭和22年11月19日法律第133号)</p> <p>第5条 市町村農業会の会員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、行政庁の認可を受けて、当該市町村農業会に対し、その財産の分割を請求することができる。</p> <p>2 前項の場合には、市町村農業会の財産は、当該市町村農業会の会員の持分の総額のうち、当該市町村農業会の会員で同項の農業協同組合の組合員たるものの持分の総額の占める割合に応じて当該農業協同組合に帰属する。</p> <p>3 前項の場合における市町村農業会の会員の地位及び持分その他前2項の規定施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。</p> <p>4 金融機関再建整備法第34条第2項の規定により新勘定及び旧勘定の区分の消滅しない市町村農業会については、前3項の規定は、これを適用しない。</p> <p>農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律施行に関する政令 (昭和22年12月24日政令第281号)</p> <p>第1条 昭和22年法律第133号(農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律。以下法という。)第5条第1項の規定による認可の申請は、農業協同組合が市町村農業会との協議により同条第2項の規定により当該農業協同組合に帰属すべき財産を定めてこれをしなければならない。</p> <p>2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、農業協同組合は都道府県知事又は特別市の市長に対し裁定を申請することができる。</p> <p>3 前項の裁定があったときは、第1項の協議が調ったものとみなす。</p> <p>第8条</p> <p>3 法第5条第1項及び法第6条第1項第2項の行政庁は、都道府県知事又は特別市の市長とする。</p>
審査基準 標準処理期間	処分実績がないことから、当面は審査基準及び標準処理期間は設定しない。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号： )
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号： )
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号：011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudokujiourei.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudokujiourei.html</a> )

(別表1付表)

標準処理期間未設定の理由

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律
根拠条項	第5条第1項
許認可等の概要	農協の市町村農業会に対する財産分割請求の認可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定(未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定(未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	処分実績がなく、審査基準が設定できていないため、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なことから、設定していない。
担当部課	農政部農業経営局農業経営課
担当	組合指導係 (内線: 27-262)